

第14号議案

芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

公光分庁舎北館の全棟を芦屋市立あしや市民活動センターとして供用を開始することに伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては、「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第9条関係） 施設使用料金表						別表（第9条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ	収容人員	施設使用料金			室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分 ～正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時				午前9時30分 ～正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時
会議室 A～D	(略)					会議室 A～D	(略)				
多目的室	6m ²	4人	300円	200円	200円						
オープンスペース 1	84m ²	50人	3,500円	2,800円	2,800円						

改正後						改正前
オープンスペース 2	35m ²	20人	900円	800円	800円	備考 1～3（略）
備考 1～3（略） 4 オープンスペース1及び2の使用料は、それぞれの全面を使用する場合に徴収する。						

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公光分庁舎北館の全棟を芦屋市立あしや市民活動センターとして供用を開始することに伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

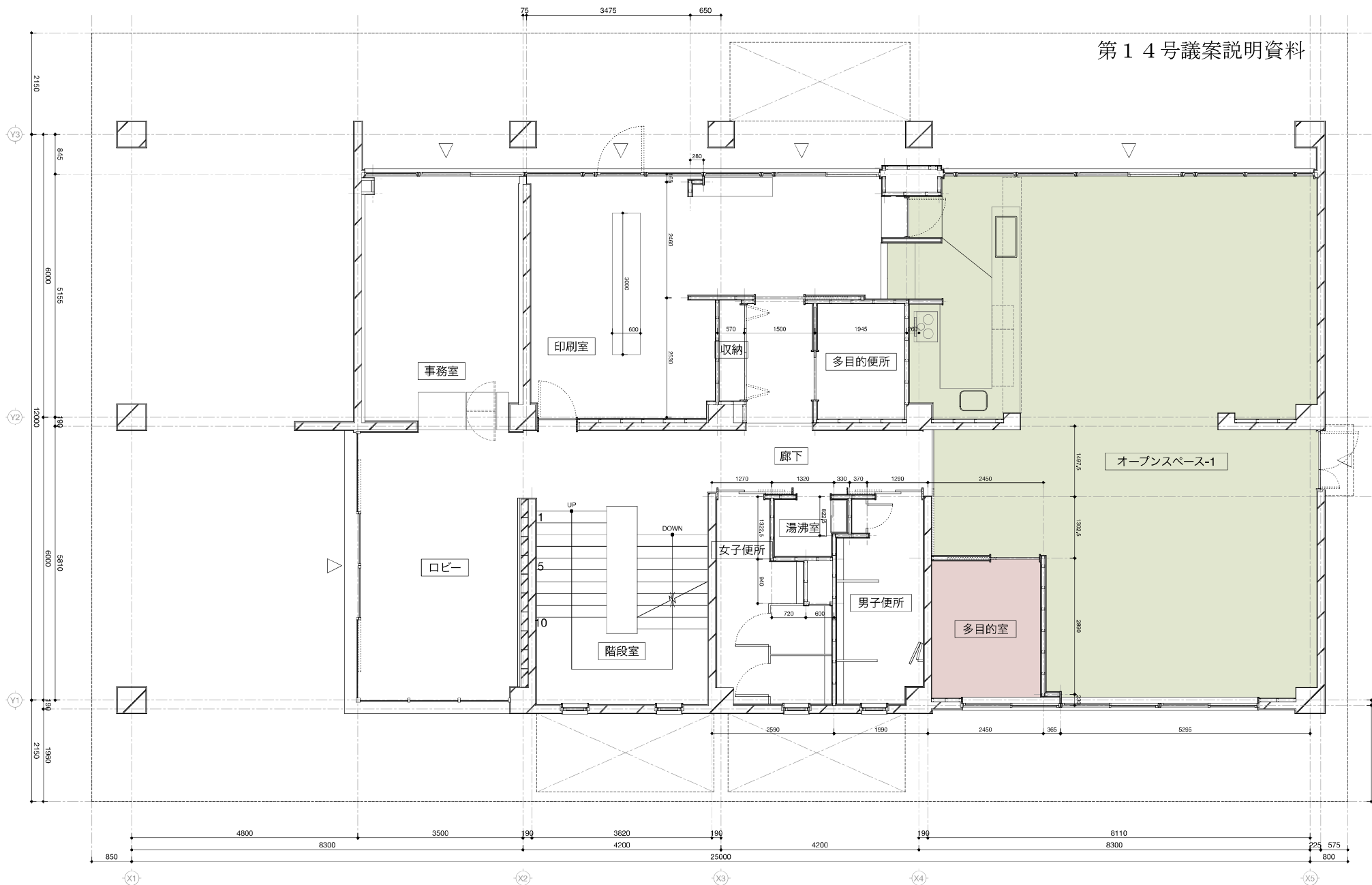
市民の利便性向上のため、多目的室及びオープンスペースを設置したことに伴い、施設使用料等を次のように定める。(別表関係)

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時
多目的室	6m ²	4人	300円	200円	200円
オープンスペース1	84m ²	50人	3,500円	2,800円	2,800円
オープンスペース2	35m ²	20人	900円	800円	800円

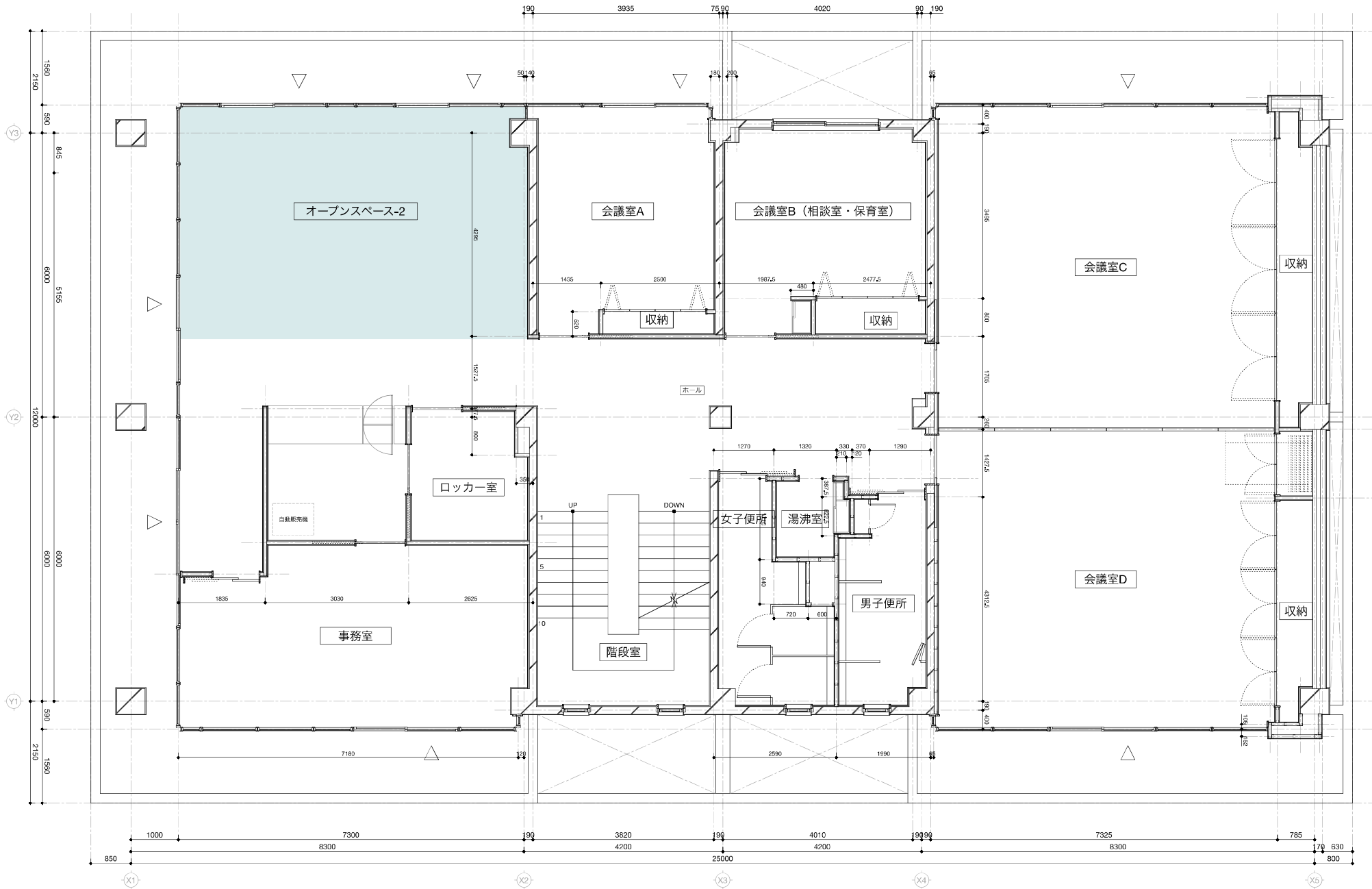
※ オープンスペース1及び2の使用料は、それぞれの全面を使用する場合に徴収する。

3 施行期日

平成31年4月1日



工事名称	芦屋市役所公光分庁舎北館改修工事	
図面名称	1階平面図	縮尺 1/50 (A2)



工事名称		芦屋市役所公光分庁舎北館改修工事
図面名称	2階平面図	縮尺 1/50 (A2)